

商工貯蓄共済

～加入のご案内～

最も安い保険料で大きな保障



兵庫県商工会連合会

商工貯蓄共済 加入のおすすめ

商工貯蓄共済制度は商工会員の相互扶助と組織的な福利厚生事業として貯蓄積立、生命保障、融資の三つの特色を組合せた制度です。

この制度に加入すれば毎月の掛金から、その一部が自動的に集団生命保険に契約され、大部分が貯蓄積立になり、加入後一年たてば融資の申込みができます。

商工貯蓄共済に加入するには

—商工会の窓口で取扱っています—

- 【加入できる人】** 商工会の会員とその家族および従業員であれば、だれでも加入できます。
- 【加入期間】** 10年（120回の掛金）又は5年（60回の掛金）で満期となります。
- 【掛金】** 毎月1口2,000円と2,500円です。
- 【加入限度】** 保険の被保険者1人につき30口までですが、加入者には制限はありません。

貯蓄

保障

融資

【保険金額と加入限度】

種類	掛金月額	加入期間	保障限度		
			口数	金額	
M型	2,000円	10年	30口	6～46歳	1口 100万円
				47～54歳	1口 50万円
				55～65歳	1口 25万円
I型	2,500円	10年	30口	6～46歳	1口 200万円
				47～54歳	1口 100万円
				55～65歳	1口 50万円
5型	2,000円	10年	30口	6～38歳	1口 100万円
				39～48歳	1口 50万円
				49～58歳	1口 25万円
				59～65歳	1口 10万円
6型	2,000円	5年	30口	6～34歳	1口 30万円
				35～70歳	1口 25万円

被保険者1人につき30口まで加入できます。

被保険者の契約年齢	告知書扱
6歳～39歳	～1,500万円
40歳～70歳	～1,200万円

【保険の診査】

被保険者の年齢と保険金の関係で告知書扱（右表）だけでは加入できない場合、人間ドック、健康診断、面接士、診査医の中からの選択となります。

- ・新契約加入に際し、シブラルタ生命保険(株)で既加入契約があった場合は加入後2年以内の全契約（貯蓄共済に限らない）の保険金を通算します。ただし、告知書扱で成立した契約に限っては、加入後5年以内の契約も通算します。
- ・健康状態等により、保険会社の定める条件を付す場合があります。
- ・加入申込の告知事項が事実と相違しますと保険加入の拒否や保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

貯蓄

貯蓄積立金

- 毎月の掛金から毎年生命保険料と経費を納入し、残りの大部分が貯蓄積立金となりますから、知らず知らずのうちに資本の蓄積ができます。
- 貯蓄積立金は、金融機関の定期預金、及び公共債で運用します。また、定期預金、公共債で運用の貯蓄積立金の利息は、複利計算されます。ただし、一年未満の端数月には利息はつきません。
- 満期時には、10年間（6型は5年間）の貯蓄積立金元利合計に、保険の加入者配当金を加算して支払われます。
- 途中で解約される場合は、それまでの貯蓄積立金の元利合計をお返しします。

保障

生命保障

- 委託生命保険会社はシブラルタ生命保険株式会社です。保険料は団体契約により、最も安い保険料で大きな保障が得られます。この保険は死亡保障および約款に定める高度障害給付のみで、保険料は掛け捨てとなっています。
- 【被保険者の資格】** 商工会の会員およびその家族、従業員で、6才から65才（6型は70才）までの健康な方。
- 【リビング・ニーズ特約】** 被保険者の余命が6ヶ月以内と診断された時、保険金が請求できます。



保険料・経費の税務上の取扱

【法人企業又は個人事業主が掛金を支払う場合】

- 掛金のうち保険料と経費充当額は、福利厚生費及び雑費として損金（必要経費）算入ができます。ただし、保険金受取人が被保険者の親族の場合には、保険料相当額が給与とみなされることがあります。（法人税法基本通達九一三―五）
- 個人事業主分の保険料は確定申告の際、生命保険料として所得から控除できます。

【契約期間】

M型・I型・5型は10年満期で保険料は10年間変わりません。6型は5年満期で保険料は5年間変わりません。

【契約の発効および失効】

- 発効** 掛金の中から生命保険料が保険会社に納付され、申込みが承諾されたとき発効します。保障は、初回掛金を商工会に支払った日（申込日（告知日））から開始されます。しかし、告知書扱いだけでは加入できない場合は、それぞれ保険の診査が完了して承諾された時となります。契約が締結されると保険証券が加入者に送付されます。（保険契約日は、原則として加入申込みの翌月1日となります。）
- 失効** 掛金が6ヵ月以上中断した場合は共済契約が失効になることがあります。失効した場合でも立替えた保険料は納付していただくこととなります。

【生命保険の配当金】

共済契約が満期の際、加入者配当金が支払われます。保険事故が発生し、保険金をお支払いするとき加入者配当金がプラスされます。また、同時に貯蓄積立金の解約手続きをとっていただき、積立金の元利金をお支払いすることとなります。

【ご契約のお申込に際しての大切な事柄】

- 商工貯蓄共済の生命保険部分について、引受保険会社が経営破綻に陥った場合は、生命保険契約者保護機構による契約者保護の措置が図られますが、解約等のお取扱いが一定期間できなくなったり、ご契約時の保険金額等の削減、早期解約控除の実施等の契約内容の変更が行われる場合があります。
- 商工貯蓄共済の積立部分について、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に応じて積立金が削除される場合があります。



融資

貯蓄共済に加入して掛金を1年以上正常に払い込みされますと、指定金融機関を通じて低利の融資を受けることができます。
ただし、審査結果によっては、融資を受けられないこともあります。

【資金用途】

事業資金（運転資金・設備資金）および生活資金

【融資限度額】

- (1) 融資額300万円以下
共済1口当たり限度額
共済加入後 1年以上3年未満 20万円
共済加入後 3年以上 50万円
- (2) 融資額300万円超
 - ① 融資額が500万円以下の場合
積立金の5倍以内で保証純債務額（融資額－積立金）が300万円以下
 - ② 融資額が500万円超1,000万円以下の場合
積立金の5倍以内で保証純債務額（融資額－積立金）が400万円以下
 - ③ 1,000万円超
積立金が1,000万円を超えるときは積立金の範囲内とする。



【融資期間】

- (1) 運転資金・生活資金 5年以内
- (2) 設備資金 7年以内



【融資利率】

金融機関と協議の上決定します。

【連帯保証人】

- (1) 家族、同一事業所の役員ならびに従業員以外の保証能力のある者で原則として兵庫県に在住の者。ただし、同居家族であっても債務者と異なる事業を営む者、あるいは異なる事業所に勤務する者は1名限りを連帯保証人として認める。
- (2) 原則として商工貯蓄共済に加入している商工会員
- (3) 保証純債務額（融資額－積立金）

200万円超	原則として2名以上	} 法人の場合は代表者を 1名追加する
200万円以下	1名以上	
積立金の範囲内	無保証人（共済満期の場合は繰上返済）	

平成17年に新たに消費税の課税事業者となられた個人事業者の方々へ

18年3月における消費税申告の準備はスタートしています。



平成15年の課税売上高が1000万円（改正前3000万円）を超えた場合、17年は課税事業者となります。もう準備は始めていますか？

お問い合わせは最寄りの商工会へどうぞ。 <http://www.taxinfo.jp/sodan.html>

兵庫県商工会連合会・各地商工会